告 示

埼 玉 県告示第五百五号

 \mathcal{O} 定 12 大規模 おり よる意見の概要につ 縦覧に 小 売店 供 舗立地法 する。 11 (平成 て + 同 年 法 条第三項 律第 \mathcal{O} 九 規定 + 号) に ょ 第 ŋ 公 八 、条第一 告 項及 及 び 当 び 第二 該意見 項 を \mathcal{O} 規

平成三十年五 月 日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規 模小 売 店 舗 \mathcal{O} 名 称 及び 所 在 地

(仮 称 力 1 ズ 七 ル 座

大規 埼玉 模 県新 小 売店 座市 舗 大 <u>\f</u> 和 地法 田二 第 三丁 八 条 第 目 地 項 区 土 \mathcal{O} 規定に 地 区 画 整理 ょ る 市 事業地二十二街 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概要 区 +街 区

口

を

けることが

な

11

よう

+

分

配

慮

L

てください。

- (1) 工 事 \mathcal{O} 施工 中、 そ \mathcal{O} 事 · 業 区 域 カコ 5 発 生する騒音及 び 振 動 で近隣 住 民 \sim 迷 惑
- ア な 1 対 ま 応 ド た 及 IJ 埼玉 CK ン 処 グ 理 県 • に 生 ス 当 \vdash 活 環境保 たるよ ツ プ を 全条 う 励 に 行 例に てく 近隣住民 基 ださ づ き、 カコ 工 事 6 \mathcal{O} 車 苦情等に 両 \mathcal{O} 駐 車 際 中 及 び て は 停 車 迅 中 谏 は
- (2)出 又 は す 集客 移 動 促 物 進等 さ 件 せるこ \mathcal{O} う \mathcal{O} 5 た لح 80 屋外広 が \mathcal{O} 貼 で きる ŋ 告 紙 物 ŧ 法第七 \mathcal{O} 貼 \mathcal{O} ŋ 表 札 示 条第 又は 立看板 匹 設 項に 置 等 規 を \mathcal{O} 定 屋 す な 外 Ź 1 広 容易 で 告 物 だ 12 又 さ 取 は n 外 れ を
- (3)看 に れ 板 設 利 に に 収 台 な 設 置 に お 用 容 す 0 者に対 能 知 置 つき看板 1 1 看板に ては 場 が て を 力が二十 义 所 難 だ に n L L +さ ょ 埼 _ 11 枚を目 枚 場 ア 台 ŋ 玉県生活 11 うに 程度 ア 1 以 ド 上 は た 1 安とし - リング 努め 設 だ 又 ド は 置 駐 IJ 環境保全条 す 車 ン て 駐 る 場 九 7 グ 車 ださ ほ 百台 全て スト 面 \mathcal{O} • カュ ス 積 入 例 が V П \mathcal{O} 1 ツ 以 プを行 に基づ 駐車 五百 店 上 ップ を 中 内 \mathcal{O} 場 を行 平方 放 駐 心 送を 利 うよ き、 車 と うよ 台 用 メ う周知 者 行 た 数 看 駐車 板 11 \mathcal{O} に う 周 た 認 \mathcal{O} ル 場 知 掲 全 \Diamond 識 L 以 され てく 利 出 7 兀 する場合 上 用 +等 \mathcal{O} \mathcal{O} B 駐 者 五 ださ に 自 枚 ょ 動 車 に す 場 認 以 は 車 1 ŋ 駐 利 識 場 上 駐 所 \mathcal{O} 用 車 重 さ
- (4)障 障 害 生 生 物 じ U に た 場 る ょ لح 0 合 予 て 周 測 に 辺 は さ れ 地 事 る 域 業者 地 に 域 電 波 \mathcal{O} \mathcal{O} 責 住民 障 任 害 等 が に 生じ に お 対 VI て L る 共 7 お 同 説 そ 受信方式 明 れ をす が あ る n 等に ح ح ま す ょ \$ \mathcal{O} に る で 対

者

る

ょ

<

講

て

くださ

(5)不 要な光 チ 0 氾 濫 を 等 起 \mathcal{O} こさ 照 明 な 1 的 よう 以 配慮 漏 L てください 出 す光や必要が な V 光を少なく

ラ

目

外

れ

て くださ ま た、 近隣 い 住 民 カコ 5 \mathcal{O} 苦情 等 が あ 0 た場合には、 誠 実に対 応するよう 努め

- (6)を積極的 1槽等の 境に やさ 環境に配 に 利用 L するとともに、 V 慮 ま ち した設備を積極的に設置するよう努め づ くりを実現するため、 太陽光発電システム、 再 生材等 L Е \mathcal{O} 環境に D照明器具、 てく 、ださい 配 慮 雨 た 資 水 材 貯
- (7)新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の 規則 二十台以上 に 基づ く規 駐車 制 が 基準を遵守 できる自動車駐車場(トラックタ 周辺 \mathcal{O} 生活環境の 保全に努めて ミナル)に 規制 基準等 つい くださ を定 て
- (8)者の 底を 誘 導員を設置す 通 開 業後に 駐 勤 す 図 車 る るととも • ことの 場を確 通 学 お 時 11 に、 な 保 間 るなど、 ては交通事故・ 帯 いよう利用者及び従業員に 車 \mathcal{O} 両誘導員を配置 周 工 交通安全に万全を期するとともに、 事車 辺道路に 両 交通渋滞 \mathcal{O} 路上 出 入 駐 ŋ L 事等の んは自粛が 等が生じな 交通安全に万全を期してください。 周知 な 1 徹 工事 底 V よう工事関係者に . よ う をお 中に 必要が 願 周辺に お 11 します。 ٧١ あ て エ 路 れば 上 周 事 交通 知徹
- (9)を禁止 するとと 等を 車 ま た 両 す 設 \mathcal{O} るた 出 ŧ 出 置 に、 入 入 L 8 ŋ て \Box 見通 < \mathcal{O} ガ に ださ 事 対する安全対策とし 故 ド しを確保してくださ 防 パ い 止 イ プ \mathcal{O} 等、 ため、 高さの 敷地 て、 内に あ い 商業施 るもの その 時 設 停 他 を 設置 止 \mathcal{O} \sim を促す 境界 \mathcal{O} 車 L て 両 は 標示若し \mathcal{O} ださ 車 両 入口 \mathcal{O} V を は 入 看 1) 定

期

平成三十 年 Ŧī. 月 __ 日 カュ 6 平 成三十年六 月 _ 日 ま で

\equiv 縦覧 場所

埼玉 県 産 業労働 部 商 業 サ ピ ス 産業支援

玉 南 西 部 地 振 興 セ ン タ